

小牧市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（小牧市防災会議条例第2条）。

II 愛知県地域防災計画の修正に伴う修正

II-1 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

1 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

- 熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施したが、被災地周辺に物資が集積しているにも関わらず、マンパワー不足や避難所までの物流体系が整わない等の理由により、被災者の手元まで支援物資が届かなかった。
- このため、県及び市が、災害時に国等からの支援物資の受入・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行う記載や、県及び市が連携して物資拠点等における訓練を行う記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第10章	広域応援体制の整備	p 6
■地震編	第2編 第9章	広域応援体制の整備	

2 広域応援訓練の実施

- 熊本地震で被災地に派遣された職員は、困難な状況の下で初動対応に従事したが、宿泊先や食料等について現地で調整を求められたこと、現地に携行する用具等を私物に依存した職員がいたことなど、今後に向けて改善すべき点が多かった。
- このため、被災地域支援隊の迅速な派遣の実現と効果的な応援を行うために、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、市、県、他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第11章	防災訓練及び防災意識の向上	p 7
■地震編	第2編 第10章	防災訓練及び防災意識の向上	

3 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

- 熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群

の患者が発生した。

- このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	p7~8
■地震編	第2編 第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	

4 防災拠点となる市庁舎等の耐震化

- 熊本地震では、災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎に損壊や倒壊の危険性が生じたことで庁舎等の全部又は一部が使用できなくなり、行政機能の低下が発生した。
- このため、防災拠点となる市庁舎等について、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する記載を追加する。

<主な修正箇所>

■地震編	第2編 第2章	建築物等の安全化	p8~9
------	---------	----------	------

5 市における業務継続計画や受援計画の策定・見直し支援

- 熊本地震では、市町村において非常時優先業務が十分に整理されておらず、行政機能の低下が発生した。また、多数の応援を受け入れたが、相互の情報共有が不十分であったため、避難所運営や応急対応が混乱した。
- このため、県が、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定及び見直しの支援を行う記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p9
■地震編	第2編 第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

6 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

- 熊本地震の被災地では、体制が充分でないままボランティアセンターが立ち上がった。また、ゴールデンウィークを過ぎた頃にボランティアの数が急激に減り、ボランティアを安定的に確保することが難しかった。
- これを踏まえ、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加する。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させることとする記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第1章	防災協働社会の形成促進	p 10
■地震編	第2編 第1章	防災協働社会の形成促進	

7 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動

- 熊本地震では災害に備えた住宅の耐震化や家具等の転倒防止対策などの取組みが不十分であった。
- これを踏まえ、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、民間事業者等と連携して家具等の転倒防止対策等の情報発信を行う記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■地震編	第2編 第10章	防災訓練及び防災意識の向上	p 11
------	----------	---------------	------

II-2 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 災害廃棄物処理計画の策定

- 災害発生後の早期復旧・復興を果たすよう、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定した。
- これに伴い、事前対策として、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制の整備や、県及び市町村、関係団体の職員を対象とした、人材育成・訓練の実施に係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 11~12
■地震編	第2編 第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

II-3 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

1 住家被害認定調査に関する体制の強化

- 罹災証明書の交付の迅速化を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び県による応援体制に係る記述の拡充や、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 12~13
■地震編	第2編 第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

2 避難情報に係る名称の変更

○平成 28 年台風第 10 号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示（緊急）」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第 3 編 第 2 章	避難行動	他	p 13～14
■地震編	第 3 編 第 2 章	避難行動	他	

3 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

○平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、市内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて市内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第 2 編 第 8 章	避難行動の促進対策	p 14～15
■地震編	第 2 編 第 6 章	避難行動の促進対策	

Ⅲ 市の取り組みに係る修正事項

1 小牧市総合防災訓練の見直しに伴う修正

○平成28年度から小牧市総合防災訓練を従来の劇場型訓練から市民参加型の訓練に変更し、訓練内容の見直しを行ったことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■地震編	第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上	p 15
------	------------------------	------

2 小牧市避難所開設運営マニュアルの策定に伴う修正

○各地震災害の避難所で活用できるような標準的なマニュアルである「小牧市避難所開設運営マニュアル」を平成29年3月に策定し、公表したことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	p 16
■地震編	第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	

3 小牧市緊急消防援助隊受援計画の策定に伴う修正

○小牧市消防本部で、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」を平成29年3月に策定したことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第3編 第4章 応援協力・派遣要請	p 16～17
■地震編	第3編 第4章 応援協力・派遣要請	

4 庄内川・木曾川における浸水想定区域の見直しに伴う修正

○平成28年12月に庄内川及び木曾川の浸水想定区域が見直しをされ、市内の一部で浸水想定区域の中に入ることに伴う修正を行う。なお、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、地域防災計画に位置付ける必要があることから、対象施設については、附属資料に位置付けを行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第2章 水害予防対策	p 17～18
------------	----------------	---------

Ⅳ その他軽微な修正事項

1 防災拠点施設の位置付けに伴う修正

○地域防災計画に具体的に市の防災拠点施設が明記されていなかったことに伴い、今回、市役所庁舎、消防本部等の出先機関等を位置付けるための必要な修正を行う。

2 組織改正に伴う修正

○平成29年度に新設された課等の名称を変更するなど、必要な修正を行う。

V 主な修正の内容

II-1-1 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

<修正箇所>

- 風水害・原子力等編 第2編 第10章 広域応援体制の整備
- 地震編 第2編 第9章 広域応援体制の整備

<新旧対照表>

- 風水害・原子力等編 p 7～8
- 地震編 p 6

■風水害・原子力等編

第2編 第10章 広域応援体制の整備

現行（平成28年11月修正）	改正案
（追加）	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備
	<p>1 市及び県における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p style="padding-left: 2em;">市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等</p> <p style="padding-left: 2em;">市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>

■地震編

第2編 第9章 広域応援体制の整備

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II - 1 - 2 広域応援訓練の実施

<修正箇所>

- 風水害・原子力等編 第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上
- 地震編 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

<新旧対照表>

- 風水害・原子力等編 p 8
- 地震編 p 6～7

■風水害・原子力等編

第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

現行（平成28年11月修正）	改正案
第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施
1 市及び県等における措置 (1)～(2) (略) (追加)	1 市及び県等における措置 (1)～(2) (略) <u>(3) 広域応援訓練</u> <u>県及び市は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u>

■地震編

第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II - 1 - 3 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

<修正箇所>

- 風水害・原子力等編 第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震編 第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

- 風水害・原子力等編 p 6～7、p 15
- 地震編 p 5、p 13～14

■風水害・原子力等編

第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成28年11月修正）	改正案
第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備
1 市における措置 (5) 避難所の運営体制の整備 (略) なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	1 市における措置 (5) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>立</u> 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、 <u>テント</u> などでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成28年11月修正）	改正案
第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
1 市における措置 (4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>自宅</u> での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。	1 市における措置 (4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>在宅や車中、テント</u> などでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

■地震編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II-1-4 防災拠点となる市庁舎の耐震化

<修正箇所>

■地震編 第2編 第2章 建築物等の安全化

<新旧対照表>

■地震編 p 1～2

■地震編

第2編 第2章 建築物等の安全化

現行（平成28年11月修正）	改正案
第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進
3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (3) その他市有建築物の耐震性の確保 既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。 （追加）	3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (3) その他市有建築物の耐震性の確保 既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。 <u>特に、災害時の拠点となる庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</u>

II-1-5 市における業務継続計画や受援計画の策定・見直し支援

<修正箇所>	
■風水害・原子力等編	第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震編	第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<新旧対照表>	
■風水害・原子力等編	p 4～5
■地震編	p 2～4

■風水害・原子力等編

第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成28年11月修正）	改正案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
1 市、防災関係機関における措置 （追加）	1 市、防災関係機関における措置 (1) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> <u>県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。</u>

■地震編

第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II-1-6 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

<修正箇所>	
■風水害・原子力等編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
■地震編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
<新旧対照表>	
■風水害・原子力等編	p 1
■地震編	p 1

■風水害・原子力等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

現 行 (平成28年11月修正)	改 正 案
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
1 市における措置	1 市における措置
(1) 自主防災組織の推進	(1) 自主防災組織の推進
イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。	イ 自主防災組織等との連携体制の推進 いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。
4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進
(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。	(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

■地震編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II-1-7 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動

<修正箇所>

■地震編 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

<新旧対照表>

■地震編 p 6～7

■地震編

第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

現行（平成28年11月修正）	改正案
第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
1 市における措置	1 市における措置
(1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、 <u>県等</u> と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略)	(1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、 <u>県や民間事業者等</u> と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略)

II-2 愛知県の取り組みに係る修正事項

II-2-1 災害廃棄物処理計画の策定

<修正箇所>

■風水害・原子力等編 第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■地震編 第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

<新旧対照表>

■風水害・原子力等編 p 4～5

■地震編 p 2～4

■風水害・原子力等編

第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成28年11月修正）	改正案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
1.0 災害廃棄物処理に係る事前対策	1.1 災害廃棄物処理に係る事前対策
(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、 <u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）</u> に基づき、 <u>県災害廃棄物処理計画</u> を策定し、 <u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者</u>	(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、 <u>愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）</u> に基づき、 <u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市</u>

現行（平成 28 年 11 月修正）	改正案
等との連携・協力のあり方等について示すものとする。	町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

■地震編

第 2 編 第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II-3 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

II-3-1 住家被害認定調査に関する体制の強化

<修正箇所>	
■風水害・原子力等編	第 2 編 第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震編	第 2 編 第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<新旧対照表>	
■風水害・原子力等編	p 4～5
■地震編	p 2～4

■風水害・原子力等編

第 2 編 第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成 28 年 11 月修正）	改正案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
1.1 罹災証明書の発行体制の整備	1.2 罹災証明書の発行体制の整備
<p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市は、<u>効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>

■地震編

第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II-3-2 避難情報に係る名称の変更

<修正箇所>			
■風水害・原子力等編	第3編 第2章	避難行動	他
■地震編	第3編 第2章	避難行動	他
<新旧対照表>			
■風水害・原子力等編	p 10～11		他
■地震編	p 9		他

■風水害・原子力等編

第3編 第2章 避難行動

現行（平成28年11月修正）	改正案
第2節 避難の勧告・指示	第2節 避難の勧告・指示等
<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難のための準備情報・勧告・指示</u></p> <p>ア <u>避難勧告・避難指示</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>指示</u>を行うものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>指示</u>又は<u>勧告</u>する。</p> <p>(略)</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>勧告・指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備情報の提供</u>に努</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <p>ア <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>勧告</u>又は<u>指示</u>する。</p> <p>(略)</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備</u></p>

現行（平成 28 年 11 月修正）	改 正 案
<p>める。</p> <p>イ <u>避難準備情報</u></p> <p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所</u>を開設する。</p> <p>（略）</p>	<p>備・高齢者等避難開始の<u>発令に努める。</u></p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等</u>を開設する。</p> <p>（略）</p>

■地震編

第 3 編 第 2 章 避難行動

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

II - 3 - 3 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

<p><修正箇所></p> <p>■風水害・原子力等編 第 2 編 第 8 章 避難行動の促進対策</p> <p>■地震編 第 2 編 第 6 章 避難行動の促進対策</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害・原子力等編 p 5～6</p> <p>■地震編 p 4～5</p>

■風水害・原子力等編

第 2 編 第 8 章 避難行動の促進対策

現行（平成 28 年 11 月修正）	改 正 案
<p>第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等</p> <p>市における措置</p> <p>1 緊急避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p>	<p>第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等</p> <p>市における措置</p> <p>1 緊急避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。</u></p>

現行（平成 28 年 11 月修正）	改正案
なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。	また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

■地震編

第 2 編 第 6 章 避難行動の促進対策

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

Ⅲ 市の取り組みに係る修正事項

Ⅲ－１ 小牧市総合防災訓練の見直しに伴う修正

<p><修正箇所></p> <p>■地震編 第 2 編 第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p><新旧対照表></p> <p>■地震編 p 6～7</p>

■地震編

第 2 編 第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上

現行（平成 28 年 11 月修正）	改正案
<p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、<u>現地指揮本部訓練、避難所の機能確保訓練</u>や初期消火・応急救護訓練などの訓練等を実施する。</p> <p>イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制と連携強化を目的として、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練等を実施する。</p>	<p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、<u>災害対策本部運営訓練、避難所運営訓練</u>や初期消火・応急救護訓練などの訓練等を実施する。</p> <p>イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制と連携強化を目的として、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備要員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練等を実施する。</p>

Ⅲ－２ 小牧市避難所開設運営マニュアルの策定に伴う修正

<修正箇所>	
■風水害・原子力等編	第２編 第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震編	第２編 第７章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害・原子力等編	p 6～7
■地震編	p 5

■風水害・原子力等編

第２編 第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成 28 年 11 月修正）	改正案
第 1 節 避難所の指定・整備	第 1 節 避難所の指定・整備
1 市における措置	1 市における措置
(5) 避難所の運営体制の整備 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。	(5) 避難所の運営体制の整備 ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 <u>また、平成 29 年 3 月に「小牧市避難所開設運営マニュアル」を作成し、公表したため、この冊子を参考に各避難所において運営体制の整備を進めていく。</u>
(追加)	<u>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u>
(追加)	<u>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u>
なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	

■地震編

第２編 第７章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

Ⅲ－３ 小牧市緊急消防援助隊受援計画の策定に伴う修正

<修正箇所>	
■風水害・原子力等編	第３編 第４章 応援協力・派遣要請 他

■地震編 第3編 第4章 応援協力・派遣要請 他

<新旧対照表>

■風水害・原子力等編 p 12～13

■地震編 p 10

■風水害・原子力等編

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

現行（平成28年11月修正）	改正案
第2節 応援部隊等による広域応援等	第2節 応援部隊等による広域応援等
2 市における措置	2 市における措置
(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。（追加）	(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 <u>なお、その要請の手順については、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に定めるものとする。</u>

■地震編

第3編 第4章 応援協力・派遣要請 他

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

Ⅲ－4 庄内川・木曾川における浸水想定区域の見直しに伴う修正

<修正箇所>

■風水害・原子力等編 第2編 第2章 水害予防対策

<新旧対照表>

■風水害・原子力等編 p 2～3

■風水害・原子力等編

第2編 第2章 水害予防対策

現行（平成28年11月修正）	改正案
第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
3 市における措置	3 市における措置
(1) 洪水浸水想定区域 ①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域 対象地域：多気南町、多気西町、南外山、春日寺一丁目 ②庄内川水系庄内川浸水想定区域 対象地域：多気中町、多気南町、多気西町	(1) 洪水浸水想定区域 ①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域 対象地域：多気南町、多気西町、南外山、春日寺一丁目 ②庄内川水系庄内川浸水想定区域 対象地域： <u>下小針天神二丁目、多気中町、</u>

現行（平成 28 年 11 月修正）	改正案		
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法等 広報車による広報、Webサイト、SNS等 を利用した情報発信、防災情報メール、エ リアメール等を活用し、情報伝達を行う。</p> <p>イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難 の確保を図るために必要な事項 市の「避難勧告等の判断・伝達マニユア ル」に基づき、適切に避難勧告等を行い、 事前の避難を呼び掛ける。</p> <p>ウ <u>浸水想定区域内に水防法第 15 条第 1 項第 4 号に掲げる施設は、この浸水想定区域内にはな い。</u></p> <p>(2) <u>小牧市防災ガイドブックの配布</u> 市は、小牧市防災ガイドブックにおいて 市民に対して適切な情報提供を行うととも に、風水害に対する防災意識啓発を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p>多気東町、多気南町、多気西 町、藤島町向江</p> <p>③木曾川水系木曾川浸水想定区域 <u>対象地域：大字西之島、入鹿出新田、大字 三ツ渚、大字三ツ渚原新田、舟 津、大字小木、小木西一～三丁 目、小木四～五丁目、新小木一 ～四丁目、小木南二～三丁目、 藤島一～二丁目、藤島町梵天、 藤島町中島、藤島町鏡池、藤島 町徳願寺、藤島町五才田、藤島 町居屋敷、藤島町出口</u></p> <p>(2) <u>各種洪水浸水想定区域内に位置する要配慮 者利用施設</u> <u>別途、小牧市地域防災計画附属資料に位置付 けるものとする。</u></p> <p>(3) <u>洪水予報等の伝達方法等</u> 広報車による広報、Webサイト、SNS等 を利用した情報発信、防災情報メール、エ リアメール等を活用し、情報伝達を行う。</p> <p>(4) <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避 難の確保を図るために必要な事項</u> 市の「避難勧告等の判断・伝達マニユア ル」に基づき、適切に避難勧告等を行い、 事前の避難を呼び掛ける<u>ものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>小牧市防災ガイドブックの配布</u> 市は、小牧市防災ガイドブックにおいて 市民に対して適切な情報提供を行うととも に、<u>風水害等自然災害</u>に対する防災意識啓 発を行う。</p> <table border="1" data-bbox="810 1682 1407 1771"> <tr> <td data-bbox="810 1682 911 1771">附 属 資 料</td> <td data-bbox="911 1682 1407 1771">3.5 浸水想定区域図、3.6 浸水想定 区域内の要配慮者利用施設</td> </tr> </table>	附 属 資 料	3.5 浸水想定区域図、3.6 浸水想定 区域内の要配慮者利用施設
附 属 資 料	3.5 浸水想定区域図、3.6 浸水想定 区域内の要配慮者利用施設		

※補足

○ 本資料では、小牧市地域防災計画（風水害・原子力等災害対策計画）を「風水害・原子力等編」、小牧市地域防災計画（地震災害対策計画）を「地震編」と表記している。